

掛川市条例第45号

掛川市海洋センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市海洋センター条例の一部を改正する条例

掛川市海洋センター条例（平成17年掛川市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中

区分		使用時間			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後4時から 午後6時まで	午後6時30分 から午後9時 30分まで
屋内運動場	全面使用	1,020円	1,020円	720円	1,020円
	半面使用	510円	510円	360円	510円

を

区分		使用時間			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時30分 まで	午後3時30分 から午後6時 30分まで	午後6時30分 から午後9時 30分まで
屋内運動場	全面使用	1,020円	850円	1,020円	1,020円
	半面使用	510円	420円	510円	510円

に改め、同表備考に次のように加える。

- 4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。ただし、使用時間の超過又は繰上げは、前後の使用に支障のない場合のみ認めるものとする。

	超過又は繰上げが 1時間以内の場合	超過又は繰上げが 1時間を超え2時 間以内の場合	超過又は繰上げが 2時間を超え3時 間以内の場合	超過又は繰上げが 3時間を超える場 合
供用時間 内に使用 した場合 の超過又 は繰上げ 利用料金	基準額の100パー セントに相当する 額	基準額の200パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の100パー セントに相当する 額に超過し、又は 繰り上げた使用時 間を乗じて得た額
供用時間 外に使用 した場合 の超過又 は繰上げ 利用料金	基準額の150パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の450パー セントに相当する 額	基準額の150パー セントに相当する 額に超過し、又は 繰り上げた使用時 間を乗じて得た額

- 5 備考4の表において「基準額」とは、午前9時から正午までの利用料金の額（1から3までのいずれかに該当する場合は、1から3までにより算定した額）の1時間当たりの額をい

う。

6 使用時間の超過又は繰上げが3時間を超える場合において、当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

7 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### 附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の掛川市海洋センター条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 新条例第8条第3項の規定による承認は、施行日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。